

平成 26 年度障害福祉サービス等制度改正に関する Q & A
(平成 26 年 4 月 9 日)

【 目 次 】

1. 障害福祉サービス等における共通的事項	2
(1) 加算の届出等	2
2. 訪問サービス	2
(1) 居宅介護	2
(2) 重度訪問介護	2
3. 共同生活援助	3
(1) 基本報酬	3
(2) 大規模住居等減算	4
①一の共同生活住居の入居定員が 8 人以上の場合	4
②一体的な運営が行われている場合 (指定共同生活援助に限る)	4
(3) 夜間支援等体制加算	6
①夜間支援体制加算 (I)・(II)	6
②夜間支援体制加算 (III)	10
(4) 日中支援加算	11
①日中支援加算 (I)	11
②日中支援加算 (II)	12
(5) 医療連携体制加算 (V)	13
(6) 入院時支援特別加算・帰宅時支援加算	15
(7) 通勤者生活支援加算	16
(8) 重度障害者支援加算	17
(9) 地域生活移行個別支援特別加算	17
(10) 体験利用	17
(11) 受託居宅介護サービス	21
(12) サテライト型住居	21

1. 障害福祉サービス等における共通的事項

(1) 加算の届出等

(加算等の届出)

問1 加算に係る届出については、毎月15日までに行わなければ翌月から算定できないが、制度改正の影響により届出が間に合わなかった場合の特例はあるのか。また、「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」についても、特例の措置はあるのか。

(答)

- 平成26年4月1日から加算等の対象となるサービスが適切になされているにも関わらず、届出が間に合わないといった場合については、平成26年4月中に届出が受理された場合に限り、4月1日にさかのぼって、加算を算定できることとする取扱いとなる。また、「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」を4月中に提出された場合も、4月1日に遡って適用する。
なお、具体的な届出日については、各都道府県国保連合会と調整の上、各都道府県による柔軟な設定を行って差し支えない。

※ 本特例は平成26年4月1日から施行される制度に関する事項に限定されるものであり、従来から継続して実施されているものについてはこの限りではない。

(新設)

2. 訪問系サービス

(1) 居宅介護

問2 指定居宅介護事業所における従業者の員数については、常勤換算方法で2.5人以上と定められているが、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において受託居宅介護サービスに従事する時間を指定居宅介護事業所の勤務時間に算入してもよいのか。

(答)

- 算入してもよい。

(新設)

(2) 重度訪問介護

問3 重度訪問介護に加えて、居宅内での支援について行動援護サービス費を算定することは可能か。

(答)

- 本人の行動障害の状態が安定せず、引き続き行動援護による専門性の高い支援が必要であると市町村が判断した場合には、算定可能とする。

(新設)

問4 同一の日に同一の事業者が重度訪問介護に加えて行動援護サービス費を算定することは可能か。

(答)

- 本人の行動障害の状態が安定せず、引き続き行動援護による専門性の高い支援が必要であると市町村が判断した場合には、算定可能とする。

(新設)

問5 行動援護や短期入所などの障害福祉サービスによらずにアセスメントを行った場合は、報酬は算定されないのか。

(答)

- お見込みのとおり。

(新設)

問6 行動援護事業者等がアセスメントを行った後、必ず支援計画を作成する必要があるのか。

(答)

- お見込みのとおり。

行動障害を有する者の支援に当たっては、関係者間で情報を共有し、一貫性のある支援を行うことが重要であることから、支援計画は必ず作成する必要がある。

(新設)

3. 共同生活援助

(1) 基本報酬

問7 複数の共同生活住居を有する事業所の場合、①共同生活住居ごとに世話人の配置を考え適用される報酬区分を変えてよいか。②それとも指定事業所全体の利用人数により判断することになるのか。

(答)

- 共同生活援助の人員配置は事業所ごととなっているため、住居ごとでなく、報酬区分も事業所ごととなる。①、②のいずれも算定できない。

(平 21. 3. 12 平成 21 年度障害福祉サービス報酬改定に係る Q & A VOL. 1 問 15-1・一部改正)

問8 基本単価について、利用者の数をベースにするということは、入退所に